

愛犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに！

生後3ヶ月（91日以上）の飼い犬は、登録と狂犬病予防注射が必要です。
登録は一生有効ですが、**予防注射は毎年1回接種しなければなりません。**

●犬の登録〔生涯に一度だけ必要です〕
対 象 生後3ヶ月以上のすべての犬
登録手数料 3,000円

●狂犬病予防注射〔年1回必要です〕
対 象 町内で飼われているすべての犬
注 射 料 金 3,240円（注射済プレート代含む）

登録および狂犬病予防注射日程表

●5月20日(木)

時 間	対象地区	指 定 場 所
9:30～9:35	小砂子	鈴木商店前
9:40～9:45	小砂子	原田光明宅横（漁港線）
9:55～10:00	石 崎	越前鉄工所前
10:05～10:20	石 崎	役場出張所前
10:30～10:35	汐 吹	浜中バス停横
10:40～10:45	汐 吹	汐吹愛宕神社前
10:50～10:55	扇 石	消防分団車庫前
11:00～11:10	扇 石	谷口水産前
11:15～11:20	木ノ子	佐藤美博宅前
11:25～11:35	木ノ子	消防分団車庫前
13:30～13:40	大 崎	生活改善センター
13:45～13:50	原 歌	原歌神社前
13:55～14:10	上ノ国	上国寺向かい（漁港線）
14:15～14:25	上ノ国	岩坂商店前
14:30～14:40	上ノ国	矢代美智子宅前
14:45～14:55	上ノ国	勝山交流館前
15:00～15:10	中央区	旧松原商店前
15:15～15:20	中 崎	中崎駐車場
15:25～15:30	向 浜	向浜生活改善センター前
15:35～15:45	北 村	北村コミュニティセンター前
15:50～16:05	北 村	北村一区バス停横

●5月21日(金)

時 間	対象地区	指 定 場 所
9:30～9:50	大 留	四海堂整骨院前
9:55～10:10	大 留	大留生活改善センター前
10:15～10:20	新 村	旧新村児童館前
10:25～10:35	中須田	ゆいっこハウス前
10:40～10:50	豊 田	豊田生活改善センター前
10:55～11:05	中須田	上ノ国葬儀社横
11:10～11:15	小 森	鈴木勇蔵宅向かい
11:20～11:25	小 森	秋田章夫宅前
11:30～11:35	中須田	太田垣茂宅前
13:30～13:40	桂 岡	石川商店前
13:45～13:55	桂 岡	旧桂岡駅前
14:10～14:20	湯ノ岱	湯ノ岱地区複合施設前
14:25～14:30	湯ノ岱	加賀定宅前
14:35～14:40	神 明	神明バス停前

※当日は必ず犬を押さえられる人が連れて、お越しください。
■お問い合わせ 住民課 住民環境グループ

後期高齢者医療制度のお知らせ

～制度の見直しについて～

■均等割の軽減割合が見直しされました 保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直されました。

＜令和2年度＞

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

＜令和3年度＞

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減

※給与所得者とは、以下のいずれかに該当する方となります。

○給与等の収入金額が55万円を超える方 ○公的年金の収入が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

■保険料の計算方法（令和3年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する『均等割額』と前年の所得に応じて負担する『所得割額』の合計で計算します。

均等割
【1人あたり保険料】
52,048円

+

所得割
【本人の所得に応じた保険料】
(令和2年中の所得-最大43万円)
×10.98%

=

1年間の保険料
【限度額64万円】
(100円未満切捨)

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

■お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 または、住民課 戸籍保険グループ

6月1日は
電波の日です

6月10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関するルール周知・啓発活動を行います。電波に関する困りごとやご相談はお問い合わせください。

■お問い合わせ 総務省北海道総合通信局 ☎011-737-0099

2021年5月号

